

陳 情 文 書 表

(保健福祉局)

受 理 番 号	3 0 5 6 ～ 3 3 1 9	受理年月日	令和 7 年 5 月 29 日、30 日
件 名	敬老乗車証制度の改善		
要 旨	高齢化社会における市民の宝が敬老乗車証制度である。半世紀以上にわたって利用されてきた同制度は、高齢者に敬老の意を表し、高齢者が様々な社会活動に参加し、生きがいに役立てることを目的として創設された生きがい対策・福祉制度であり、多くの利用者は通院や買い物、公共施設に行く、社会参加等々に利用してきた。 2023年、京都市は財政困難を口実に、敬老乗車証制度の改悪（交付開始を70歳から段階的に75歳に、総所得700万円以上は不交付に、利用者負担金を3から4.5倍に）した。その結果、2024年10月の交付状況は、交付率30.88パーセントとなり、3倍になって申請できない、物価が高くなっているのに敬老証まで上がるともう使えない、友達と会う機会が奪われた、ボランティア活動に参加する機会が減った、外出することが減ったなど、利用困難な制度になってしまった。 現在、私たちの生活はとどまることを知らない高物価、低年金、低所得、医療費の高騰、光熱費の高騰など苦しい事態である。 京都市は敬老乗車証制度改悪の口実に、財政困難、持続可能な制度にするためと言ってきたが、京都市財政は3年連続の黒字であり、制度の改善は可能と考える。高齢者が希望を持って生活していくうえで、敬老乗車証は極めて貴重な制度である。地域公共交通の柱をなす市バス事業の経営を支えることにもなる。 ついては、以下のとおり高齢者の生きがい対策である、京都市敬老乗車証制度を改善し、本来の目的である福祉施策として利用できる制度にすることを願う。 1 交付開始を70歳に引き下げること。 2 所得制限をなくすこと。 3 利用者負担金を2021年度基準とすること。		
陳 情 者			
回付委員会	環 境 福 祉 委 員 会		